

## ① 本町における同性パートナーシップ制度導入について

本年9月2日より、長崎市において県内初の同性パートナーシップ制度がスタートしました。全国の自治体で26例目で、令和元年10月現在で全国27自治体が制度を導入しています。

今年4月に発表された国内最大規模の無作為抽出調査において、全体の3.3%の人が性的マイノリティに該当するという結果が出ており、その方々の多くの性的指向および性自認は生まれもったものですので、当然ながら未成年の児童生徒の中にも一定数存在し、年齢にかかわらず、人知れず悩みを抱えている方が大勢実在します。

「長与町第9次総合計画」には基本理念として「誰もが暮らしやすい、いつかは帰りたいふるさとづくり」と「垣根を越えた信頼ときずなで、ともに育ち合うひとづくり」と明記されています。具体的な施策の中に性的マイノリティの方に触れたものはありませんが、「施策15 人権の尊重」の項には「すべての人々の人権が尊重される社会を作ります」と書かれてあります。

また、現教育長の下で長与町教育委員会が作成した人権教育啓発資料「ながよ人権12か月」の中には、人権課題として「性的マイノリティ」が挙げられており、「これらの人権問題が解決され、全ての人々が安心して、真に心豊かに暮らせる時代は、いったいいつまで日延べされるのでしょうか?」とあります。

昨年12月の議会においての、同性パートナーシップ制度についての同僚議員の一般質問に対し、総務課長が「自治体によってばらつきもあり、国の法制化を待つ」という趣旨の回答がなされておりますが、これこそ、問題の日延べ、先送りではないでしょうか。

去る10月30日に、同じ九州で、福岡市と熊本市が同市間で転居しても、どちらかの市でパートナーシップ宣誓をすればその証明書をそのまま使える協定を結ぶと発表し、北九州市もこれに参加を検討しているとも聞いております。これらの先進地の例を研究し、これに倣ったものを作成すれば作成・運用も難しくない上に、この協定に参加できれば福岡市、熊本市のような大都市に流出した性的マイノリティの方が「帰りたくなるふるさとづくり」となるとも考えられます。

今年7月には茨城県が都道府県として初めて県として同性パートナーシップ証明制度を導入しましたが、これは県議会の最大会派が「時期尚早」と提言したものを振り切り、大井川和彦茨城県知事が「性的マイノリティの人たちが胸を張って誇りをもって暮らしていけるスタートラインだ」「基本的人権にかかわる問題なので、いち早く対応することが行政の務めだと考え導入を決めた」と、力強いリーダーシップをもって主導し実現させたものです。

差別や偏見を恐れて声を上げられない性的マイノリティの方々の苦しみと悩みは、まさに人権問題の最たるものです。

来る来年度に町長選挙を控えた今こそ、42000人の町民を抱える自治体の首長として、その町民のあらゆる年代の中に必ず一定数存在する性的マイノリティの方々への人として当然の思いやりと理解を示すとともに、本町が人権尊重のまちづくりを目指していることが建前でないことを証明し、町長が掲げるその他のまちづくりの理念や計画も期待と信頼に足るものであると町の内外へ表明するという意味でも、要綱による同性パートナーシップ制度の制定を明言し有言実行すべき時だと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。